

昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令

1948年

昭和二十三年政令第二百一号 底本: 官報号外第 6463 号 (昭和 23 年 7 月 31 日)

施行: 1948 年 7 月 31 日

改正: 国家公務員法の一部を改正する法律 (昭和二十三年法律第二百二十二号) (一部失効)

地方公務員法 (一部失効)

廃止: 1952 年 10 月 25 日

廃止法令: ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件 (昭和二十年勅令第五百四十二号) に基き、昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年七月三十一日

内閣総理大臣 芦田 均

政令第二百一号

昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件 (昭和二十年勅令第五百四十二号) に基き、ここに昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令を制定する。

第一條 1. 任命によると雇傭によるとを問わず、國又は地方公共團體の職員の地位にある者 (以下公務員といい、これに該当するか否かの疑義については、臨時人事委員会が決定する。) は、國又は地方公共團體に対しては、同盟罷業、怠業的行爲等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びた、いわゆる團體交渉権を有しない。但し、公務員又はその團體は、この政令の制限内において、個別的に又は團體的にその代表を通じて、苦情、意見、希望又は不満を表明し、且つ、これについて十分な話合をなし、証拠を提出することができるという意味において、國又は地方公共團體の当局と交渉する自由を否認されるものではない。

2. 給與、服務等公務員の身分に関する事項に関して、従前國又は地方公共團體によつて

とられたすべての措置については、この政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、又は違反しない限り、引きつぎ効力を有する。

3.現に繫属中の國又は地方公共團體を關係当事者とするすべての斡旋、調停又は仲裁に関する手続は、中止される。爾后臨時人事委員会は、公務員の利益を保護する責任を有する機関となる。

第二條 1.公務員は、何人といえども、同盟罷業又は怠業的行爲をなし、その他國又は地方公共團體の業務の運営能率を阻害する爭議手段をとつてはならない。

2.公務員でありながら前項の規定に違反する行爲をした者は、國又は地方公共團體に対し、その保有する任命又は雇傭上の権利をもつて對抗することができない。

第三條 第二條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

#### 附則

1.この政令は、公布の日から、これを施行する。

2.この政令は、昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡にいう國家公務員法の改正等國會による立法が成立実施されるまで、その効力を有する。

内閣總理大臣	芦田	均
外務大臣	芦田	均
大藏大臣	北村	德太郎
法務總裁	鈴木	義男
文部大臣	森戸	辰男
厚生大臣	竹田	儀一
農林大臣	永江	一夫
商工大臣	水谷	長三郎
運輸大臣	岡田	勢一
逓信大臣	富吉	榮二
労働大臣	加藤	勘十
建設大臣	一松	定吉